

平成10年4月24日に大阪府大阪市で開催された瀬戸内海環境保全審議会企画部会第3回現地小委員会で、意見陳述

人として当研究会議会員である広島大学 戸田 常一教授が意見を述べられました。

戸田教授のご承諾を得て、ここに「意見」全文を掲載させて頂きました。

瀬戸内海環境保全審議会企画部会現地小委員会における意見陳述について

陳述人 戸田 常一(トダ ツネカズ)

広島大学経済学部教授、経済学部附

属地域経済研究センター長

意見の骨子

(A)施策全体の目的について

瀬戸内法において、これまでの規制型の環境保全施策の一層の充実に加えて、環境創造施策を新たに展開されると いうことは、環境庁の施策内容が単に広がるということにとどまるのではなく、これまでの管理的な行政スタイルから瀬戸内海の環境創造を含めた政策官庁へ転換してゆかれることを意味するものと解釈しております。

瀬戸内海を取り巻く情勢は世紀の大転換期に入っています。経済社会のグローバル化・成熟化に伴う瀬戸内沿岸域 の地域構造変化とそれに伴う海域環境への負荷構造の複雑化、本四架橋開通に伴う環瀬戸内圏のクローズアップと瀬戸内海の再評価など、多くの面で今回の瀬戸内法の改訂は至極、時期として適っていると考えられます。このような激動の時期には、守る環境とともに創り出す環境が重要であり、今回示されている「新たな環境保全・創造施策」の方向 については時代の要請に合ったものと考えます。

なお、施策全体に関連して、次の事項についての検討をお願いいたします。

①瀬戸内法の適用範囲について

瀬戸内法は本来、瀬戸内海の海域と関連した陸域すべてに対して効力をもつものと考えられますが、今回の環境保全・創造施策の対象は、海浜もしくは浅水深域に限定されています。これらの施策群の必要性は十分に理解できるもの ですが、これらの施策効果を十分に発揮するためにも、森林や河川、上下水道システム等を含めた流域水環境と海

域環境を総合した視点、さらに海砂採取や浚渫土を用いた藻場・干潟の人工造成の行為を念頭においた海中・海底環 境を取り入れた範囲の拡大が必要と考えます。

②新たな瀬戸内法の実効性確保について

これまでの規制型保全方策では、個々の都道府県や省庁を対象とした規制が中心的な役割であったと考えられます が、今後、環境創造方策の実行にあたっては、環境庁が都道府県や各省庁の事業

に対して単に環境創造の指導や監視を行うにとどまるのではなく、自らが環境創造のマスタープランをつくり、独自の権限と財源を有して各々都道府県や国における環境事業をリードすることが期待されます。また、そのための制度の枠組みをつくりあげることが求められます。

(B)失われた自然環境を取り戻す施策について

上記①で述べましたが、瀬戸内法の実質的な有効範囲を陸域の流域水環境をカバーするように施策体系の拡張が望まれます。流域水環境については、森林・田畑・河川・上下水道・住宅・都市など多くの省庁や部局との連携が必要となりますが、環境創造という視点から環境庁が全体をリードすることを期待します。例えば、上流部での植林活動の支援などは環境庁が水産庁や林野庁との連携のもとで主体的に取り組まれることが望まれます。

個別的には、次の事項をあげさせていただきます。

①環境創造施策が事業のための事業であってはならないこと

「環境創造」という行為は目的は新たな環境創造をねらいとするものであっても、現況の環境に対する人工的な加工行為には違いありません。どのような事業を行う場合にもお金が流れ、雇用が生まれることから、環境改変そのものが自己目的化することがないように注意を払うべきです。「住民の声が届かぬ所で、必要と思えない工事が続いている」といったことがないように、環境創造事業の実施にあたっては、環境・財政・社会・経済の諸側面を考慮した事前・事後の総合アセスメントを実施し、専門家や住民、NGOの参加のもとで事業を推進されることが求められます。

(C)保全型施策の充実について

まず、新たな保全施策の対象についても、陸域の流域水環境と海中・海底環境を含めて施策体系を拡げることが必要と考えます。流域水環境に対する保全型施策については、上述の(B)と同様な指摘があてはまりますが、海中・海底環境の保全施策の展開については、特に、瀬戸内海を臨むすべての府県の協力が不可欠であり、瀬戸内海の総合共同管理（ガバナンス）が必須となります。

個別的な事項は次の通りです。

①廃棄物の広域管理徹底と埋立抑制

産業・一般廃棄物の排出から最終処分までの流れがあまりにも不鮮明であり、十分な統計データも完備されていないのではないのでしょうか。他方で、最近では瀬戸内海の島嶼部における廃棄物処分から生じる「環境ホルモン」などの有害物質が問題になっています。廃棄物については、全国規模での体系的な調査が必要であり、それによって全国的かつ地域別の適切な廃棄物対策が可能になるのであって、経済の市場原理にまかせて結果的に瀬戸内地域に多くのゴミが投棄されているような現状は是正されるべきと考えます。

②水質改善のための規制の拡大

富栄養化をさけるための窒素、リンの負荷規制とダイオキシンや有機スズ化合物などの環境ホル

モンに対する規制基準の検討が必要です。また、海中生物を守るためにも、海中や海面に浮遊するビニールゴミの採取が求められます。

③環境監視を期待したい島嶼部の住民の実情

これまで陸から瀬戸内海の環境を検討することが多かったが、瀬戸内海ともっとも密接な関係をもつと思われる島の生活が海と分断され、また高齢化の進行に伴って地域社会そのものが崩壊しようとしている。島から人がいなくなれば、当然、島の環境も荒れるであろうし、きめ細かな海域環境の監視もできなくなる。この問題は瀬戸内海の環境施策の中でも是非とも取りあげていただきたい。

(D)その他の施策について

住民参加と環境教育を出されていることについては、全く同感です。最も重要なのは、住民が参加して瀬戸内海の環境を守り、創っていく方策であると考えます。また、その際に、行政、企業、環境NGOの参加や、専門家・研究者との連携も求められます。これにより、瀬戸内海の持続的発展のための総合共同管理（ガバナンス）の推進が期待されますが、自然科学、人文・社会科学の他分野からの研究者から構成される「瀬戸内海研究会議」の一員としても全面的な貢献に努めてまいりたいと考えています。